

質問に対する回答

番号	頁	質問事項	回答
1	実施要領1ページ	2-(4)-②, ③他 天災や感染症、経済情勢の変化等、事業者の責に帰さない事由により期間や費用に変更が生じる場合、協議を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	適宜協議に応じます。
2	実施要領1ページ	2-(4)-②, ③ 御契約の予定は令和8年2月26日となっております。契約協議、現地調査後の製品再選定や御承認に要する期間を経て、製作期間や設置工事期間を鑑みますと、令和8年9月30日の物件設置期限に対する余裕はございません。 物件設置期限 及びリース期間に変更を要する場合には、協議を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	実施要領のスケジュールを原則としますが、現地調査の結果等により、設置期限の変更が必要となる場合は協議に応じます。
3	実施要領2ページ	(6)事業内容の① 建設業法等に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、リース会社が発注する納入業者が当該業務を担当し、あくまでリース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識でよろしいでしょうか？	(6) 事業内容に記載のあるとおり、リース業者と町は契約を行い、リース業者がLED照明器具の取替を行います。よって、賃貸借部分以外の事業も行うこととなります。リース業者が選定した納入業者が業務を行うことは妨げません。
4	実施要領2ページ	(6)事業内容の② 賃貸人（リース会社）が産業廃棄物の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、落札事業者であるリース会社が廃棄物処分業務を受託すること（リース会社に委託すること）は、委託側および受託側双方が廃掃法の違反になります。 既設物件の所有者が賃借人であることから、廃掃法に基づき、賃借人が排出事業者として産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の委託契約の委託者となり、賃貸人若しくは賃借人が認めた工事会社が委託契約締結における事務代行（代理行為）を行い、賃貸人が処分費用の立替払いをするとの解釈でよろしいでしょうか？ それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか？	仕様書 6工事及び照明器具の仕様（1）工事仕様⑧のとおり、処分については事業者が法令順守の上で適正な処分をしていただきます。 手続においては産業廃棄物の収集運搬等の許可を受けた業者が行ってください。
5	実施要領3ページ	(2)事業のスケジュール プロポーザル提案書について 提案書作成前の1月5日～9日の間に現地調査を行わせていただくことは可能でしょうか。 別紙「既存設備及び新規ランプ等規格一覧表」には既存照明設備のワット数の記載があるものとないものが混在しており、経済効果算出のため現地調査を行いたく思います。	各施設の管理者へ確認の上、現地調査を行ってください。 なお、休館日や貸出などにより、希望日程内に現地調査が行えることを確約するものではありません。
6	実施要領3ページ	5-(1)-②(グループ形成) 『グループの場合は、本プロポーザルの応募申込時に全構成員を明らかにすること。』とのご記載がございます。本プロポーザルにおける令和7年12月15日のご公告から、同月26日の応募申込期日までの期間において、地元業者様を含めた施工者や商社、メーカーや賃貸借事業者等々の複数者間協議の上、同意に至る事は困難であると存じます。 応募申込の際は、代表企業以外のグループ構成員に関する書面記載については、その予定するところを記載するものと考えてよろしいでしょうか。	グループとは提案者および共同提案者を指すものです。

7	実施要領P.3	5-(1)-②(建設業法他) 『グループの場合であっても、本町との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。』とのご記載がございます。事業に関する各種の業法、業務について、受注者たるリース事業者がグループ内の有資格者にこれを請負わせる形態については、認められるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施要領4ページ	(1) 応募資格の6 「実施要領等公表の日から過去5年以内において、国又は地方公共団体発注の本件同規模以上の照明LED化事業（賃貸借）を有すること。」とあるが、過去5年以内に賃貸借期間が開始していればよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
9	実施要領9ページ	④提案書作成方法 提案書作成方法について 提案書の書式については提案書類様式集に基づいて作成を行いますがプレゼン時の資料についてはパワーポイントを利用したA4横の資料を利用してもよろしいでしょうか。	利用可能です。
10	実施要領13ページ	賃貸借仮契約とあるが、仮契約と本契約の約款も含めた契約書のひな型を開示いただけますでしょうか？	優先交渉権者と協議の上で作成いたします。
11	実施要領13ページ	貴町において、過去、予算削減等により契約解除となつた実績はございますか？	ございません。 本事業に関しては、予算削減等による契約解除とならないよう債務負担行為を設定しております。
12	実施要領13ページ	契約保証金は免除の認識でよろしいですか？	お見込みのとおりです。
13	仕様書1ページ	6-(1)-④ 点灯を間引きしている照明器具についてもLED化換装の対象とする旨ご記載がございます。また、『既存設備及び新規ランプ等規格一覧』の中には、既にLEDとなっている器具が散見されます。 既にLEDとなっております器具につきましては、対象と致しますか。 また 対象とする場合、換装器具の選定については既存設備図並びに器具姿図を基に行うものと考えてよろしいでしょうか。	既にLEDに交換されている器具についても本事業の交換対象となります。 器具の選定については図面等を基に行う他、契約締結後の現地調査や施設担当課との打合せにおいて調整を行ってください。
14	仕様書2ページ	(2) 照明器具仕様①数量 街路灯関係の自動点滅器については今回の事業の対象外になる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書2ページ	(2) 照明器具仕様①数量 別紙「既存設備及び新規ランプ等規格一覧表」の記載の仕方が施設によって異なるが、一覧に記載の無い器具に関しては今回の事業の対象外となる認識でよろしいでしょうか。 例) ゆめプラザ那須には一覧に非常照明の記載がありランプ仕様に対象外と記載あり、他施設には非常照明の記載がない 等	実施要領 2事業概要 (2) 対象施設・照明器具 ②対象照明器具に記載のとおり敷地内すべての照明器具が対象となります。図面や器具一覧の作成時点と現況が異なる場合もありますので、契約締結後は現地調査を行ってください。 なお、非常照明については対象外とします。

	仕様書2 ページ	(2) 照明器具仕様①数量 那須町文化センターの照明器具について実施要領 2. 事業概要 (2) 対象施設・照明器具には（ただし文化センター大ホールおよび小ホールは除く）と記載があるが別紙「既存設備及び新規ランプ等規格一覧表」に小ホール（多目的）の記載がありますがこちらは交換対象となりますでしょうか。 また、小ホールが交換対象となる場合、調光設備も対象となりますでしょうか。	小ホールは対象外となります。
16	仕様書 3・4 ページ	7-(1)-(3), (3)-(3) 既存ソケットの交換、既存安定器の撤去等のご記載がございます。これ等はランプ交換方式でのLED換装を指示される際の内容であると存じます。 本事業はランプ交換方式ではなく、器具交換方式を基準とすると考えてよろしいでしょうか。器具交換方式を基準とする場合、ランプ交換方式となる箇所についてご教示ください。	実施要領 (6) 事業内容に記載のとおり、「LED照明器具への交換」を前提とします。 ただし、特殊な照明器具や設置場所によって器具交換が困難な箇所についてランプ交換を可としています。 ランプ交換の箇所については契約締結後の現地調査や施設担当課と調整を行ってください。
17	仕様書4 ページ	(3) 作業条件 既存ソケットの劣化判断基準は下記のようなものがありますが製造から15年を超えたものについては劣化と判断してよろしいでしょうか。 例・電気用品安全法40,000時間 ・日本照明工業会ガイドライン111-2024では、耐用の限度を15年 ・建築物修繕措置判断手法（建設大臣官房修繕部監修、建築保全センター発行）で、耐用の限度を15年	器具交換方式を原則としていますが、ランプ交換となつた際にソケットの欠けや通電不良などが見受けられる場合は15年を待たずソケットも含めて交換を行ってください。
18	仕様書6 ページ	10 損害賠償 「この契約の履行に伴い、賃借人及び第三者が被った被害については・・・」の第三者への賠償とは、実施要項5~6ページ<分担表>の第三者賠償に記載されている内容でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
19	様式第3号、第5号	リース事業者は、施工業務を担えないため、施工業者が様式第5号を作成しますが、施工業者は様式第3号を提出する必要がございますか？	各様式における「商号又は名称」の欄は提案者（リース事業者）となります。
20	様式第4号	賃貸借契約はリース事業者が行うため、「1 LED照明器具賃貸借事業の実績」がありその実績を記載すれば、「2 類似業務の実績」の記載は不要でしょうか？	お見込みのとおりです。 2は官民間わず類似業務があつた際に記載してください。
21	各資料 (調光機能)	既存器具に調光機能を有する物がございます。当該箇所については、換装器具についても調光機能を有する物を選定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	各資料 (高所作業)	既存施設の平面図や立面図から、現場調査を行わずとも、高所作業が発生するものと判断されます。必要となります高所作業、養生作業等については、提案金額に含めると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23			お見込みのとおりです。

24	<p>各資料(落下防止)</p> <p>直付器具(逆富士型やトラフ型など)の箇所について、現場により既存天井材にビス止めにて設置されているケースがございます。</p> <p>新設LED器具について、同様にビス止めにて設置をした場合、器具形状や重量により、落下をする危険性がございます。</p> <p>国土交通省により、公共施設の照明設置においては、落下リスク防止の為、吊ボルトによる施工が推奨されております。吊ボルトによる施工を強くお勧め致します。</p> <p>なお、該当箇所について吊ボルトを使用する場合、工数や費用に変更が生じます。</p> <p>本件のプロポーザル提案については、該当箇所に吊ボルトを使用する内容とすると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>既存照明の設置方法と同様の施工を前提としますが、安全性向上等の提案を妨げるものではありません。</p>
25	<p>各資料(既存アスベスト・既存器具PCB)</p> <p>各施設の既存アスベスト、既存器具のPCBに関する調査資料がございましたら、その其々について御開示をお願い致します。</p> <p>また、本件の施工中においてアスベストやPCB等の予期せぬ発見があった場合、その対応に要する期間や費用については、別途協議を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>PCB含有塗膜・含有物については調査の結果、全施設において該当なしとなっています。</p> <p>アスベストについては修繕などの補修箇所のみ調査をしており、施設全体は未調査となっています。</p> <p>各案件が発生した際は適宜協議に応じます。</p>